

高松市告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画の案について、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに、高松市に意見書を提出することができます。

令和8年7月9日

高松市長 大西 秀人

1 都市計画の種類

- ・高松広域都市計画用途地域の変更
- ・高松広域都市計画特定用途制限地域の変更

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

高松市役所本庁舎9階 都市計画課

4 縦覧期間

令和8年7月10日から同月24日まで（市の休日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで